

スクールカウンセラー等の組織的活用について①

スクールカウンセラーの役割

- 1 児童・生徒に対する相談・助言
- 2 保護者や教職員に対する相談
(カウンセリング、コンサルテーション)
- 3 校内会議等への参加
- 4 教職員や児童・生徒への研修や講話
- 5 相談者への心理的な見立てや対応
- 6 ストレスチェックやストレスマネジメント等への予防的対応
- 7 事件・事故等の緊急対応における被害者児童・生徒の心のケア

① カウンセリング
(子ども・保護者)

② コンサルテーション
(教職員・諸関係者)

③ アセスメント
(見立て、全員面接)

④ マネージメント
(組織参画・連絡調整)

方向性

- ◆ 1 個別から集団へ 集団の診断 ⇒ 理解 ⇒ 援助
- ◆ 2 心理と教育の連関 包括的カウンセリングの重要性
- ◆ 3 子供の能力サポート 学業・生き方 ⇒ 授業の実施

参考：文部科学省「児童生徒の教育相談の充実について」平成21年3月

※ 集団の中での個を見る。キャリア教育の視点を踏まえた心の専門家として必須。

スクールカウンセリングの内容

アメリカのスクールカウンセリングプログラム国家基準

(包括的スクールガイダンス・カウンセリングプログラム)

① 学業的発達	A：学習に役立つ態度と知識、技能を身に付ける B：好きな道を選べる学力を身に付ける C：学ぶことと働くこと、生活することとの関係を知る
② キャリア的発達	A：自己理解と結びつけたキャリアを調べる B：将来のキャリアの成功と満足への方策を駆使する C：自分の特徴と教育、訓練と労働界の関係を理解する
③ 個人的・社会的発達	A：自他を尊重する態度や知識、対人スキルを身に付ける B：目的実現に必要な目標を立て、必要な行動を起こす C：安全と生存のためのスキルを理解する

出典：C. キャンベル他『スクールカウンセリングスタンダード』図書文化、2000. 6

※ その中核的な役割を担う専門職としてのスクールカウンセラー

スクールカウンセラー等の組織的活用について②

教師とスクールカウンセラーの指導・助言

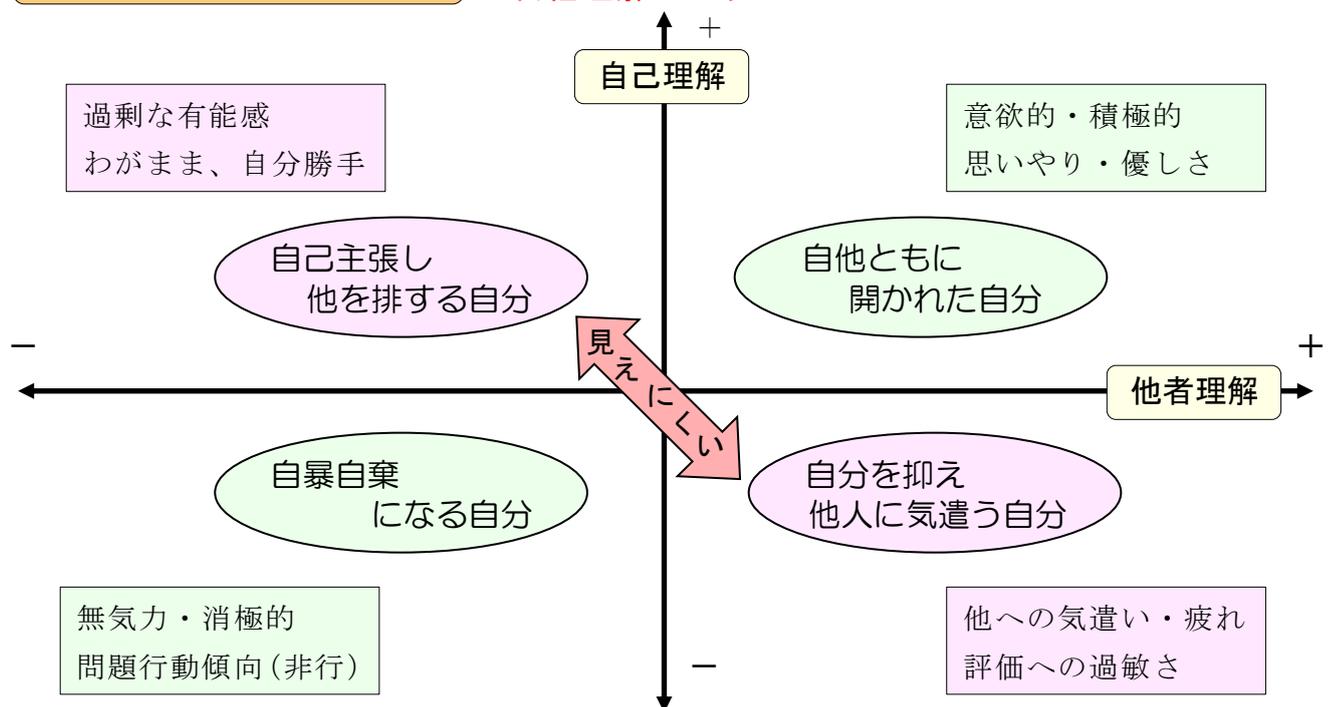
観点	教師	カウンセラー
1 指導性	指導し、評価する	指導や評価の発想がない
2 現実性	現実的 日常生活の具体的な行動や知的・論理的な内容を扱う	非現実的 非日常的な心の中の出来事や情緒的・感情的な内容を扱う
3 かかわりの目標	「あるべき姿」を目指す 義務、規範 すべき、しなければ…	「ありたい姿」を目指す 願望、欲求 したい、なりたい
4 評価基準	「できる・できない」 「正しい・正しくない」	(基準はない) その意味や背景を考える
5 かかわり	教えようとする (分からないことや出来ないことの答えや方法を教える)	働きかける (その答えや方法を自分で見つけられるように働きかける)
6 姿勢・態度	<ul style="list-style-type: none"> 感情よりも理屈の重視 頑張ることの推奨 早急は変化を求める 話すことが多い 	<ul style="list-style-type: none"> 理屈よりも感情の重視 リラックスの奨励 本人のペースの尊重 (待つ) 聴くことが多い

参考：沢崎達夫「教師がカウンセリングの精神に学ぶもの」（『児童心理』2004年12月号・臨増所収）

子供の自他理解の援助

自他理解のバランス

I・Ⅲ：教師
II・IV：SC



II ⇄ IV 自信喪失・同調圧力、心の疲れ、うつ症状、ストレス

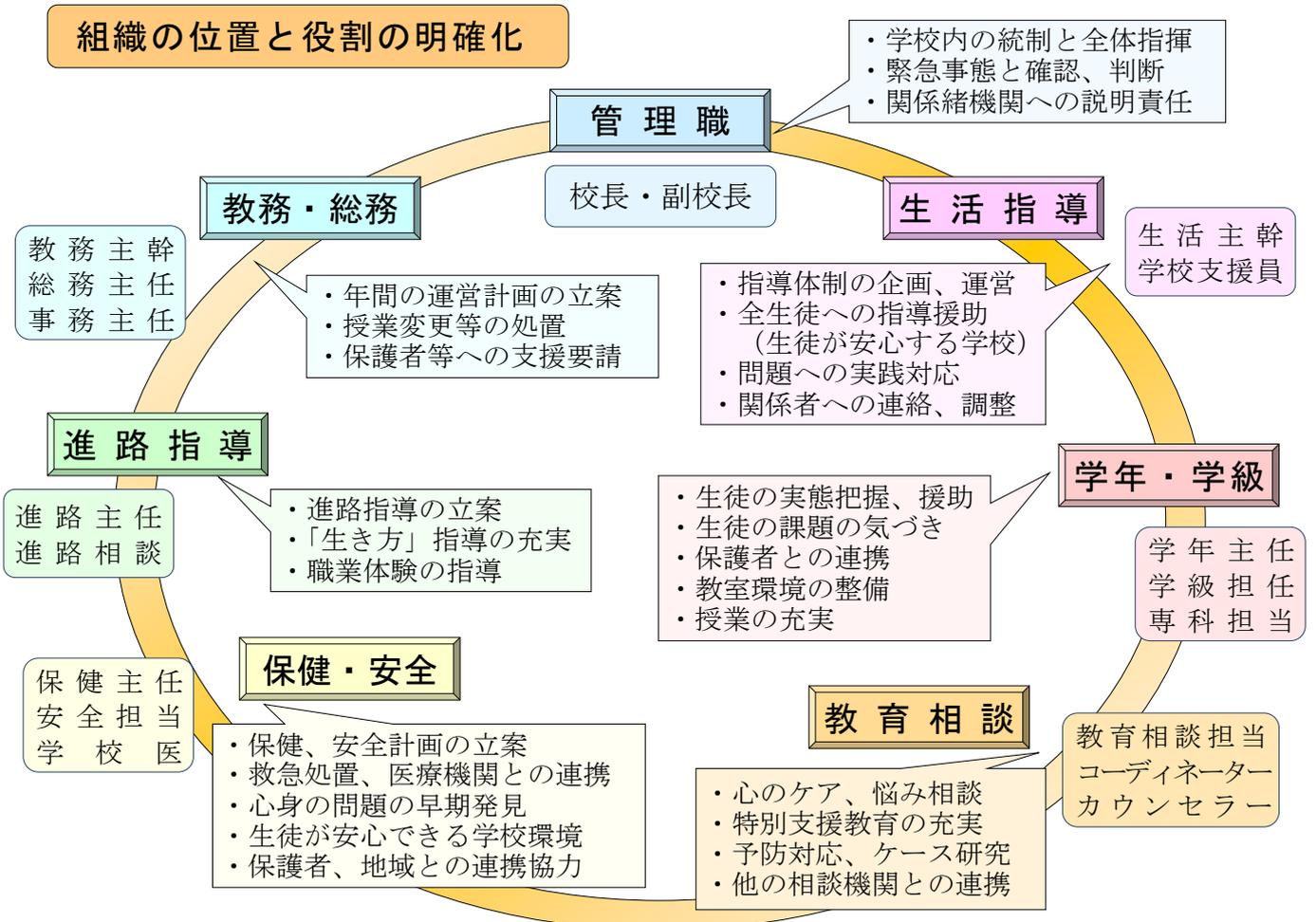
道標

(みちしるべ) 第1179号

平成29年11月9日

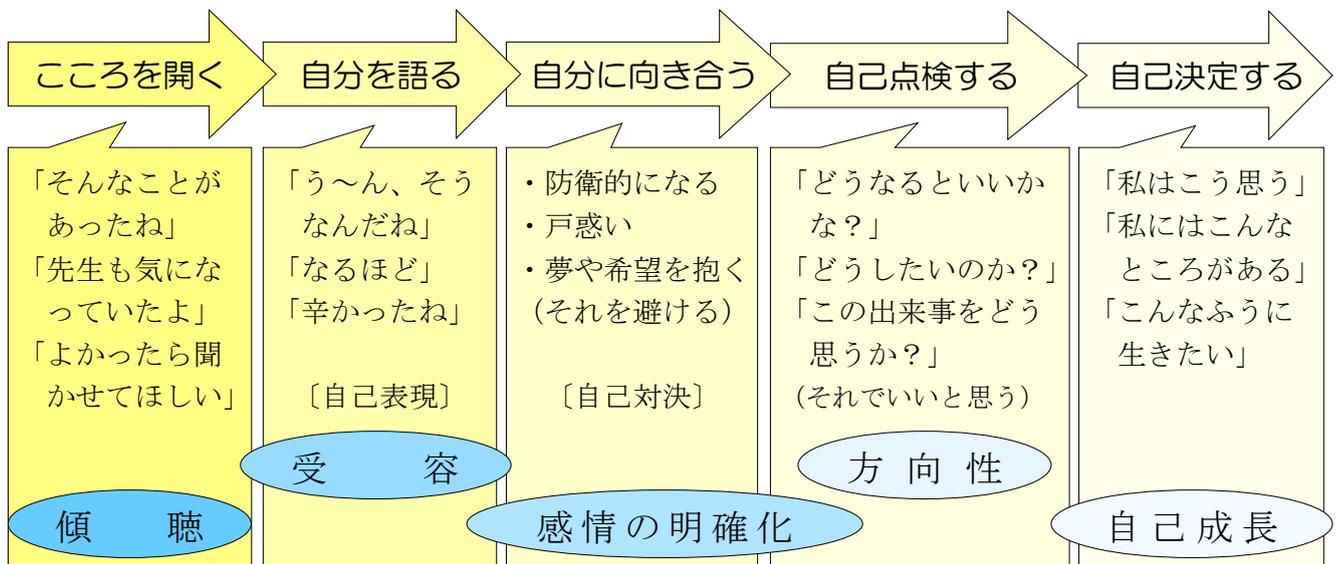
校長 稲垣 達也

スクールカウンセラー等の組織的活用について③



出展：「生徒指導要領」文部科学省 H22.3 p78

セラピー関係 5つの基本ステップ



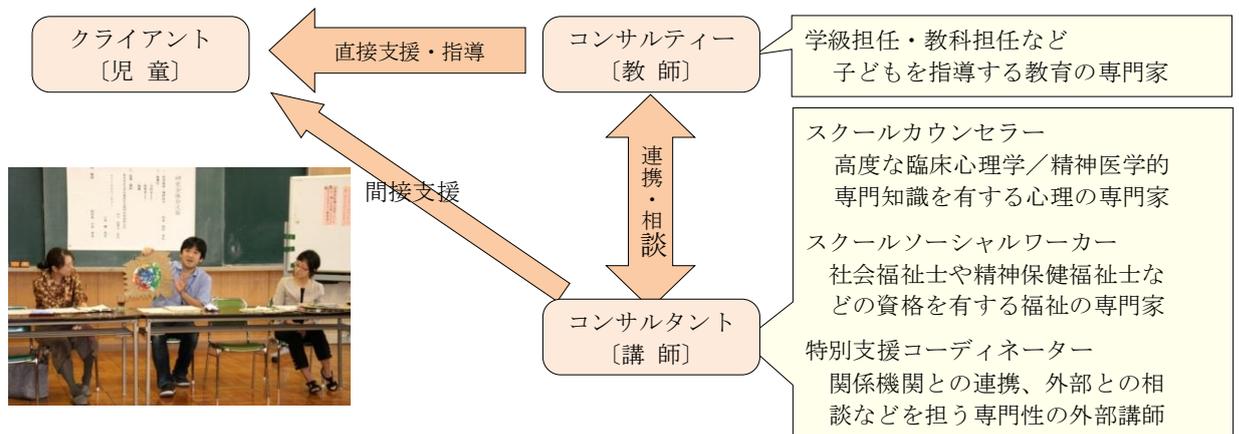
スクールカウンセラー等の組織的活用について④

いわゆるケース会議の位置付けは、様々で曖昧だろうと思いますが、ざっくり捉えると、以下のコンサルテーションやカンファレンスの性格を有しているのではないのでしょうか。

コンサルテーション

コンサルテーションとは、異なる専門性をもつ複数の者が、援助対象である問題状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスをいいます。自らの専門性に基づいて他の専門家を援助する者を「コンサルタント」、そして援助を受けるものを「コンサルティ」と呼んでいます。

児童や担任等が抱えている問題を中心に「その問題や課題を評価・整理し、解決に向けて相談者の力量を引き出すための支援を行う相談」のことであります。



【コンサルタントとコンサルティの関係】

コンサルテーションは、コンサルタントもコンサルティもそれぞれ専門家であると捉えます。この専門家同士の関係は、コンサルティ側の自発的な意思に基づいて始まります。そして、コンサルタントとコンサルティ双方が相談関係を築くことについて了解し合うことが必要です。お互いに専門家として協働し、よりよい支援を創り上げていくということが大切です。

カンファレンス

協議（カンファレンス）は、ある事案に関して、関係者がそれぞれの立場から現状報告や関わりの現況の報告を行い、情報を共有し、その事例のそれ以後の解決に向けた対処の方向性を話し合うことです。事案への関わりの役割分担、連携のための動きの分担もその都度確認されます。

コンサルテーションと違って、一方的に専門家であるSCやSSWに対してアドバイスやコメントが求められるわけではなく、その場ではSCやSSW、生活指導担当者、養護教諭、学年、担任などが、学校でのそれぞれの役割に応じて対等であるといえます。

協議ではそれをコーディネートする役割が必要であり、関わりの困難な事例などについては、SCやSSWがコーディネーターとなる場合もあります。

また、困難事例について、医師、子供家庭支援センター担当者、保健センターの保健士、行政の福祉担当者、裁判所調査官など連携先となる学外の専門家を協議に参加させる場合があります。